

お済み
ですか？

消費税引き上げ対策 Q & A

第3回 軽減税率制度の対象となる品目

米田正美 中小企業診断士・
税理士事務所（青葉区錦町）
税理士 米田 貴光 氏

今月号では、軽減税率制度の対象（税率8%）となる品目について具体的にみていきましょう。

軽減税率の対象となる品目は「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行の定期購読契約される新聞」とされています。「医薬品」や「医薬部外品等」は飲食料品にあらず、軽減税率の対象になりませんので、ご注意ください。

次から、少し紛らわしい部分を詳しく解説します。

軽減税率の対象とならない「酒類」

軽減税率の対象とならない、つまり今回の消費税増税により税率が10%となる酒類とは、酒税法に規定するアルコール分1度以上の飲料をいいます。みりんや料理酒については、酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の対象とならず、税率は10%です。

一方、みりん風調味料や甘酒、ノンアルコールビールなど、アルコール分1度未満のものについては軽減税率の対象となる飲食料品に該当し、税率は8%となります。

軽減税率の対象とならない「外食」

軽減税率の対象とならない外食は、

「飲食店等を営む者が、テイクアウト、カウンター、そのほか飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務を提供する場合」と定義されています。「①サービス要件」と

「②飲食設備要件」が判断のポイントになります。ですから、テイクアウトや宅配等は、単に飲食料品を販売しているだけと判断されるため、軽減税率の対象となります。飲食料品の提供が「食事の提供」にあたるのか、それとも「食品の販売」にあたるのかは、お店で飲食するか持ち帰るのかということをお客さまに「その場で」意思確認して、判断しなければなりません。

軽減税率の対象となる「新聞」

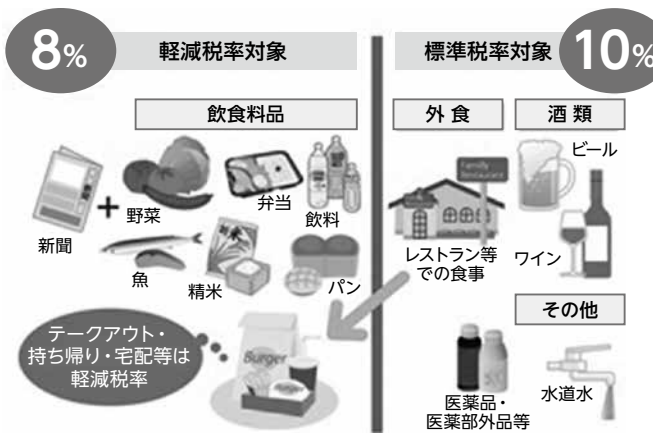
軽減税率の対象となる新聞とは、定期購読契約に基づき、週2回以上発行されるものとされています。電子版の新聞は軽減税率の対象になりませんので、セットで契約している方は注意が必要です。

一体資産は要件次第で軽減税率の対象に

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産が、あらかじめ1つの資産を形成している、一体資産としての価格のみが提示されているものをいいます。例えば、

紅茶とティーカップなど、セット販売されているものです。これらについては、以下の4つの要件を満たせば軽減税率の対象になります。

- ①食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産であること
- ②一体となっている資産に係る価格のみが提示されていること
- ③一体資産の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ④一体資産の価額のうち、食品の価額の占める割合が2/3以上であること



経営者に確実に届く安心! 「飛翔」チラシ封入サービス

ビジネス情報便

約8,700社にお届けする仙台商工会議所月報「飛翔」に貴社チラシを封入する当所会員優遇サービス「ビジネス情報便」。市内の経営者や、事業所向けに販売拡大等をお考えの方には最適なツールですので、ぜひご活用ください。

会員特別料金 (A4チラシ1枚): **162,000円**(税込)
*チラシ封入の可否は内規に基づいて決定します。

- 商工会議所ならではの高い「信用力」
- 経営者や事業所向けのターゲットを絞った販売促進等に最適
- 単独DMに比べて「開封率」が高い
- DMに比べて低コストで高い効果が期待できる

こんな
メリットが!

お問い合わせ 仙台商工会議所 総務広報グループ TEL022-265-8182 <http://www.sendaicci.or.jp/>